

令和6年1月23日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
(うち石油ストーブ(開放式)1件、石油温風暖房機(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 5件  
(うち自転車1件、電気洗濯機1件、エアコン(室外機)1件、  
携帯電話機(スマートフォン)1件、ノートパソコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし  
  
1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項  
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。  
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 石田、首藤、庄田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300909	令和6年1月12日	令和6年1月18日	石油ストーブ(開放式)	RB-251	株式会社トヨミ	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202300910	令和6年1月10日	令和6年1月18日	石油温風暖房機(開放式)	不明	株式会社トヨミ	火災 軽傷1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300907	令和6年1月9日	令和6年1月18日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、左ペダルが外れ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300908	令和6年1月6日	令和6年1月18日	電気洗濯機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から10年以上経過した製品
A202300911	令和6年1月13日	令和6年1月18日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鳥取県	
A202300912	令和5年11月3日	令和6年1月19日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山梨県	令和5年11月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月11日
A202300913	令和5年11月24日	令和6年1月19日	ノートパソコン	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月11日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし